

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-1

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
久慈警察署通信機器 移設等工事 令和4年4月15日～ 令和4年6月30日 電気通信工事	分任支出負担行為担当 官 東北管区警察局 岩手県情報通信部長 菊地 光一 東北管区警察局岩手県 情報通信部 岩手県盛岡市内丸8-10	令和4年4月14日	(株)CNS 宮城県仙台市 宮城野区扇町7 丁目7番1-2 号	2370001015933	一般競争入札	3,542,000	1,760,000	49.6%				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-3

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
倉庫賃貸借 1 式	分任支出負担 行為担当官 東北管区警察 局岩手県情報 通信部長 菊地 光一 東北管区警察 局岩手県情報 通信部 岩手県盛岡市 内丸8番10号	令和4年4月1日	三八五通運株 式会社 岩手県盛岡市 盛岡駅前通10 番11号	5400001001530	一般競争入札	1,528,340	1,386,000	90.7%				
物品運送業務 委託(単価契 約) 1式	分任支出負担 行為担当官 東北管区警察 局岩手県情報 通信部長 菊地 光一 東北管区警察 局岩手県情報 通信部 岩手県盛岡市 内丸8番10号	令和4年6月22日	伊藤 譲 岩手県盛岡市 大新町20-58 D棟		一般競争入札	-	5,659,500	-				単価契約
車載無線機搭 載替業務委託 1式	分任支出負担 行為担当官 東北管区警察 局岩手県情報 通信部長 菊地 光一 岩手県盛岡市 内丸8-10	令和4年10月12日	有限会社東日 本電通 岩手県盛岡市 稲荷町4-5	3400002002637	一般競争入札	18,375,588	15,840,000	86.2%				契約変更 R5.3.28 15,701,400

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
電子交換機 E72i 現地設定調整等作業 1式	分任支出負担行為担当官 東北管区警察局岩手県情報通信部長 菊地光一 東北管区警察局岩手県情報通信部 岩手県盛岡市内丸8番10号	令和4年4月19日	沖電気工業株式会社 東北支社 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目1番1号	7010401006126	公募公告	1,320,000	1,188,000	90.0%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。